令 和 元 年 度

財政援助団体監査報告書

公益財団法人 社会教育協会 日野社会教育センター

日 野 市 監 査 委 員



日野市長

大坪冬彦様

日野市監査委員 石 田 等

日野市監査委員 馬 場 賢 司

令和元年度財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じた ときは、同条第12項の規定により通知願います。

令和元年度財政援助団体監查報告書

第1 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による 監査

第2 監査の対象

財 政 援 助 団 体	主管部課	
公益財団法人 社会教育協会	企画部	
日野社会教育センター	企画経営課	

第3 監査の範囲

財政援助団体の平成30年度の補助金に係る出納及びその他の事務の執行。 ただし、日野社会教育センターの移転に係る建設費補助金に係る出納及びその 他の事務の執行については、平成29年度を含む。

第4 監査の期間

令和元年11月11日~ 令和2年2月7日

第5 説明聴取日

令和2年1月16日

第6 監査の方法及び主眼

この監査は、次の事項を主眼として書類審査及び関係職員の説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

(1) 財政援助団体

- ① 定款及び会計事務規程等諸規程は整備されているか。
- ② 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ③ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ④ 資産台帳等の整備はきちんとされているか。
- ⑤ 補助金は目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。
- ⑥ 補助金に係る会計経理は適正に行われているか。

(2) 主管部課

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容が明確にされているか。
- ② 補助金交付の算定、交付手続き及び交付時期は適正か。
- ③ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

第7 監査の結果

補助金に係る交付事務、予算の執行及び経理その他の事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善、又は検討を要する事項が見受けられたので、意見・要望として後述する。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

公益財団法人 社会教育協会 日野社会教育センター

1 団体の概要

(1)目的

地域住民の教育文化を振興し、福祉の向上をはかるため、集団活動の場を提供し、市民と一体となって、社会教育の諸活動を行う。

(2) 設立

大正14年11月16日 文部大臣より財団法人設立認可、発足昭和44年7月14日 日野社会教育センター開設 平成14年 霞が関より日野市に協会本部事務所を移転 平成23年4月1日 内閣府より公益財団法人に認定、発足 平成31年4月1日 日野社会教育センター新館開設

(3) 所在地

日野市多摩平三丁目1番地の13

(4) 事業内容

- ① 社会教育団体および福祉団体への活動場所の提供
- ② 留守家庭児童の保育
- ③ 青少年の学習活動並びに育成事業
- ④ 婦人の学習活動
- ⑤ 体育活動
- ⑥ 図書館活動
- ⑦ 社会教育研究活動
- ⑧ 社会教育団体および福祉団体の講習並びに研修
- (5) 組織(令和元年12月1日現在)

館 長 1名

副館長 1名(総務・企画部長兼務)

総務・企画部 3名(部長1、次長1、参与1)

事業部 6名(部長1、次長1、参与2、職員2) 地域コミュニティ部 6名(部長1、次長1、

> みなみだいら児童館館長1、 みなみだいら児童館副館長1、 子育て応援施設モグモグ施設長1、 東部会館プール施設長1)

計16名

非常勤職員数:64名

2 市との関係

市は、「公益財団法人社会教育協会に対する補助金交付条例」及び「日野社会教育センター補助金交付要綱」に基づき、公益財団法人社会教育協会が日野市と相互信頼のもとに市民の生活と文化の向上及び福祉の増進を図ることを目的として設立運営する日野社会教育センターの維持管理に係る補助金として、電気、上下水道及びガス使用料、燃料費、電話使用料、委託料等について、補助金を交付している。

平成30年度	補助金	3,	500,	000円	
--------	-----	----	------	------	--

このほか「日野社会教育センターの移転に係る建設費補助金交付要綱」に 基づき、日野市多摩平四丁目3番地から日野市多摩平三丁目1番地の13へ の移転を促し、もって日野市立病院の機能向上計画の推進を図ることを目的 として、日野社会教育センターの移転に係る建設工事費等について、補助 金を交付している。

平成29年度交付金額

日野社会教育センターの移転に係る建設費補助金	80,000,000円
------------------------	-------------

平成30年度交付金額

日野社会教育センターの移転に係る建設費補助金	120,000,000 円
------------------------	---------------

意見・要望

公益財団法人 社会教育協会 日野社会教育センター

1 補助金に係る事務について

補助金に係る事務は、公益財団法人 社会教育協会定款、同協会経理規程及び同協会日野社会教育センター事務処理規程等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。

しかし、補助金交付申請等に当たっての意思決定に関する書類が作成、 保管されていなかった。今後は、事務処理規程に基づき文書により館長 等の決裁をうけ、適正な事務処理及び管理保管を行うよう留意されたい。

2 補助金に係る予算の執行について

予算の執行、契約その他の会計事務については、公益財団法人 社会教育協会経理規程及び同協会日野社会教育センター事務処理規程等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。

しかし、支払の根拠書類に一部不備が見受けられた。

予算の執行に係る書類については、適正な経理を行っていることを証するものであることから、十分な確認及び管理保管を行い、事務処理にあたるよう留意されたい。

企画経営課

1 補助金の交付事務手続き等について

補助金の交付に係る事務手続き等については、公益財団法人社会教育協会に対する補助金交付条例、日野社会教育センター補助金交付要綱及び日野社会教育センターの移転に係る建設費補助金交付要綱に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、日野社会教育センターの移転に係る建設費補助金交付決定及び確定の際の起案文書中、前払金の根拠の説明に一部記載漏れがあり補助金交付要綱との不整合が見られた。補助金額に誤りはなかったが、交付決定等の意思決定のための起案文書であるため、補助金の根拠は、正確に記載していただきたい。

また、移転に伴う「確認書」に基づき取り交わした、創設時の「協定書」の見直しは行われていなかった。当時の補助金交付の必要性から現状に至るこれまでの50年を踏まえ必要性を精査し、移転に伴う確認書を踏まえた創設時の協定書の見直しを速やかに行い、改めて今後の日野社会教育センターの役割など共有することが必要である。

今後も引き続き、十分な協議等を進めていただき、適正な補助金交付 及び指導監督に努められたい。